

※求職者支援訓練を受講できる方は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」となる方です。

- ① ハローワークに求職の申し込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと  
(ハローワークで職業相談を受け、現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、就職するための職業訓練を受講することが必要と判断されること)

■求職者支援訓練を受講する方は、就職支援措置の実施に当たるハローワーク職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければなりません。

科目		科目の内容		訓練時間
学 科 内 容	入所式・ガイダンス(2・5H)	講師紹介、受講者自己紹介、教材確認		3時間
	修了式(2・5H)			
	安全衛生	職場内での衛生管理、安全衛生の必要性		48時間
	職業能力基礎講習	ビジネスマナー、挨拶、身だしなみ、言葉使い、電話対応、職業意識、仕事理解 各サロンでの接遇マナー、メンタルヘルスケア、自己管理について		
	衛生管理学	就職・求職への心構えを知っている 職場体験で行う作業の安全性について		60時間
	精油学	各サロン内における衛生管理の必要性 各精油の作用、禁忌事項、精油の基礎知識		
	健康学	アロマセラピーのメカニズム アロマセラピーの歴史 薬事法、その他の関連法規		75時間
	色彩心理学	皮膚、リンパ、及び身体の基礎知識(働き、メカニズム) マクロビオティックの説明		
	エステ理論	日常での健康管理と環境問題について 栄養素の作用と影響		36時間
		色彩(カラー)の心理的作用と身体への作用 各個人に対する色の3つの要素について(色と色が調和するとは何か?) パーソナルカラーの特徴		
	皮膚科学、衛生管理 エステ基材の取り扱い方、禁忌事項		60時間	
	アロマセラピー	精油の調香・利用法・アロマセラピーの基材の使用方法和アロマクラフトの作成		15時間
	ボディケア(各部位手技)	基本手技、施術方法の紹介		45時間
	ボディケア(トータルケア)	カウンセリングの方法、目的と禁忌		21時間
	オイルケア(ハンド・フット手技)	セルフケアの方法		36時間
	オイルケア(ハンド・フット・背中各手技)	オイルを使った基本手技、施術方法の紹介		18時間
	オイルケア(応用編)	オイルの選択方法と使用の仕方		24時間
	オイルケア(トータルケア)	オイルを使った一連の動き		15時間
	オイルケア(フェイス手技)	エステ基材の塗布の仕方		60時間
	カウンセリング実技	接客、タオルフーク、カウンセリングの実施		36時間
	職場体験	<input checked="" type="checkbox"/> 職業人講話	職場見学(6H×3回)(ジール・ワイオピビ・ボンベルタ・ディーバ)	24時間
	<input checked="" type="checkbox"/> 職場見学	その他	職業人講話(3H×2回)(癒しの仕事をして来て良かった事。やりがい、生きがい、独立までの経緯)	
	企業実習	<input checked="" type="checkbox"/> 実施しない	実施する ※実施する場合、カリキュラムは別途作成し、総時間のみ記入してください。	
	訓練時間総合計	612時間	学科 318時間 実技 270時間 職場体験等 24時間	
指 導 方 法	訓練形態(個別指導・補講を除く)	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての受講者を一堂に集め、講師が直接指導する		
	施設設備や教材等を有効に活用した効果的な指導のための工夫	アロマセラピー公式検定テキスト1級、2級を購入してもらい、精油学の知識を身に付ける。器材、備品は自社の物を使用する。		
	受講者ごとの特質及び習得状況に応じた指導のための工夫	各個人の進歩・習得状況により個別指導および補習授業を行います。受講生・講師による相モデルを取り入れた実技を行い実践に活かしていく。		
備 考				

◎訓練受講申込みまでの手続き

①求職申込み・制度説明 ○ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明(職業相談)を受けてください。



② 訓練コースの決定 ○上記を含めハローワークでの2回以上の職業相談を経て適切な訓練コースが決まりますので、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。(原則、初回の職業相談時においては、受講申込書などの必要書類は受け取れません。)



③ 訓練の受講申込み ○ハローワークの窓口で受講申込みの手続きを行ってください。手続き完了後、受講申込書に受付印が押されます。○その後、ご自身で受講申込書を、募集期間内に申込書提出先に提出してください。(募集期間、申込書提出先は表面をご覧ください。)

◎ 職業訓練受講給付金について

★職業訓練受講給付金には一定の支給要件があります。支給を希望される方は、求職者支援制度の説明を受ける時にお申し出ください。